

# 行政常任委員会報告

令和6年11月27日  
午後1時30分開議  
委員会室

---

## ◎日程

### 1 地域振興課

- (1) 夕張市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

### 2 建設課

- (1) 夕張市庁舎建設基本計画の策定について

### 3 市民課

- (1) 夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について

### 4 保健福祉課

- (1) 旧市立診療所の重油流出について

### 5 総務企画課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について  
(2) 夕張市特別職給与条例の一部改正について  
(3) 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(4) 第2期夕張市地方版総合戦略の期間延長について

### 6 財政課

- (1) 夕張市財政再生計画の変更について  
(2) 令和6年度12月補正予算について（補正予算調書）

### 7 選挙管理委員会事務局

- (1) 第50回衆議院議員総選挙の結果について
- 

## ◎出席委員（7名）

高 間 澄 子 君  
荒 井 周 司 君  
徳 谷 康 憲 君  
工 藤 政 則 君  
君 島 孝 夫 君  
櫻 井 暁 君  
千 葉 勝 君

-----  
◎欠席委員（0名）  
-----

◎出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	吉 崎 仁 司 君
総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	菊 田 大 介 君
地域振興課主幹	辻 大 士 郎 君
財政課長	板 垣 克 巳 君
財政係長	池 徳 嗣 君
建設課長	押野見 正 浩 君
都市計画係長	佐 藤 竜 雅 君
土木課長	阿 部 充 雅 君
上下水道課長	小 峰 健 一 君
市民課長	外 崎 伸 一 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
保健福祉課主幹	佐 土 和 也 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君
教育課長	堀 靖 樹 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	志 茂 隆 君
書記	増 井 菜々実 君

-----

【委員長挨拶】

（高間委員長）

それでは、開会に先立ちまして、携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードに設定をお願いいたします。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに、議長が出席されております。

理事者側からは、副市長、総務企画課長のほか、説明員として各課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。地域振興課、建設課、市民課、保健福祉課、総務企画課、財政課、選挙管理委員会事務局の順に報告を

受け、これに対する質疑を行って参ります。

なお、財政課の財政再生計画の変更について及び令和 6 年度 12 月補正予算についての説明の際は、案件に関する担当課長の出席を求めますが、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参ります。

順番は、初めに総務企画課、建設課、土木課、生活福祉課の案件、次に教育課、財政課、市民課の案件といたしますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということでありますので、そのように取り進めて参ります。

### 【地域振興課】

(高間委員長)

それでは、地域振興課より報告を受けて参ります。

菊田地域振興課長。

(地域振興課長)

お疲れさまでございます。地域振興課からは、1 件、夕張市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、ご報告いたします。

条例制定の趣旨としまして、南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し、構成市町が役割分担を行い、行政事務の効率化や住民に対する質の高いサービスの維持を図ることで、将来にわたり誰もが安心して住み続けられる、定住自立圏形成に向けて、都市機能を有する岩見沢市が、圏域全体において中心的な役割を担う意思を明らかにする中心市宣言を行いまして、令和 7 年 3 月の共生ビジョン策定及び各市町との連携協定締結に向け、共生ビジョン懇談会及び各担当部門別の会議等を経まして、共生ビジョンの骨子が示されたところでございます。

共生ビジョンの骨子につきましては、資料の後ろに添付しておりますので、後ほどお時間あるときにご覧いただければと思います。

今後としましては、南空知 8 市町と定住自立圏を形成するに当たりまして、岩見沢市とそれぞれ各市町との 1 対 1 の連携協定を締結する必要がありますが、総務省が策定しました定住自立圏構想推進要綱におきまして、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決が求められていることから、定住自立圏形成協定の締結等に関する事項につきまして、議会の議決すべき事件とする条例を制定しようとするものでございます。

私のほうからは以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

櫻井委員。

(櫻井委員)

今の説明の件で、例えばなのですけれども、8 ページの防災体制のところ  
で言うと、取組の部分で防災訓練の共同実施ということを書いているので  
すが、これは1対1となっているので、岩見沢市と夕張のみというふうになる  
のでしょうか。

(高間委員長)

菊田課長。

(地域振興課長)

櫻井委員のご質問にお答えいたします。

防災訓練の共同実施につきまして、1対1に限定したものではなくて、岩  
見沢市と夕張市、あと、ほかの市町も含めまして、実施するといったことも  
考えられます。

ただ、今回、この定住自立圏に関しましては、岩見沢市が中心市となりま  
すので、要件としましては、岩見沢市が必ず参画していなければならないと  
いうことになっております。

(高間委員長)

ほかにございますか。

すみません、一ついいですか。よく読めば理解できるのかなと思うのです  
けれども、中心地が岩見沢市ということで、夕張市にとって、やはり負担が  
増えていくのか、それとも負担軽減につながっていくのか、メリット、デメ  
リットって、どんなようなところを考えられますかね。

地域振興課長。

(地域振興課長)

高間委員長のご質問にお答えいたします。

メリット、デメリットですが、先ほどおっしゃったように、今回、定住自  
立圏の事業に参画することで、負担が増えるものもあるかもしれないのです  
けれども、反対に、既存事業だったり、市単独で行って、これまで来たもの  
に関しましても、岩見沢市との連携ということで絡めることができれば、そ  
ちらのほうも、今回、交付税措置が8割というのがありますので、負担軽減  
にもつながるものと考えております。

(高間委員長)

分かりました。ありがとうございます。

あと、よろしいですか。

千葉委員。

(千葉委員)

岩見沢と夕張で連携協定をするわけですがけれども、その中に、例えば隣の町、栗山、これは2市、岩見沢、夕張、栗山、そういう連携もできるのかについて、お伺いしたいと思います。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

連携協定自体は、岩見沢市と各市町との1対1の協定ですので、それは岩見沢市と夕張市だけになるのですけれども、それともう一つ、共生ビジョンというものを策定することになっておりまして、そちらのほうで具体的な事業の内容だったり、KPI だったりというのを制定するのですけれども、そちらのほうで、例えば岩見沢市と夕張市だけのものだったりとか、あと、岩見沢市、栗山町、夕張市だけだったりとか、あと全市町共同で実施するものだったりとか、そういったことを策定していくので、そういった複数の自治体での協働というのもございます。

(高間委員長)

工藤委員。

(工藤委員)

産業振興の部分で、特に農業の部分なのですが、この内容の中で、岩見沢市を中心とした共生ビジョンということなのですが、特に夕張の場合については、岩見沢市を中心とするというか、空知的な農業とは、農業形態と産業構造がちょっと違うのかなと。

そういったところを、ぜひとも一緒に空知農業という形ではない形で、夕張には夕張独自のやはり課題等が非常にないと。特にここにスマート農業などということであらわれてはいますが、やはり施設園芸の中では、非常にそのところは、特に北海道の施設園芸の中では非常に難しい課題も大きいかなというふうに理解しています。

そういったところ、また、鳥獣害防止対策の強化等にうたわれてはいますが、これについても、実際、夕張については、地域区分の中でも、夕張日高という形で同じ空知の中でも非常にこの生息帯とか移動域が違うという形で別の区分けをされていると。そういったことも十分加味した中で、今後の話の進め方というものを取り扱っていただきたいというふうに思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

工藤委員のご質問にお答えいたします。

そうですね。まさに夕張独自の取組というのもあると思うので、その辺も加味して、今後、連携を進めて参りたいと考えております。

(高間委員長)

ほか、よろしいでしょうか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

9 ページの公共交通についてなのですがすけれども、取組の部分で必要な乗務員の確保に取り組むというふうに書いておりました、こちらもどの市町村も大変な状況だとは思いますが、夕張市は特に現状として間に合っていない部分があると思いますので、ぜひ具体的な対策というか、加速化事業と書いていますが、一番に取り組んでいただけるようお願いしたいのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

櫻井委員のご質問にお答えいたします。

公共交通の乗務員の確保を目的とした取組の推進というところですが、こちら、現在具体的に話がまとまりつつありまして、具体的には2名ほどの乗務員をお1人何万円という形で採用して、居住した地域が支援金を出すというような形で、今、話が進んでおります。

(高間委員長)

ごめんなさい。君島委員。

(君島委員)

11 ページの移住・定住の促進について、移住体験の企画とは、どのような形で進めていくのかお聞きします。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

君島委員のご質問にお答えいたします。

移住体験の企画に関しましてですが、今、夕張市としましては、具体的には企画のほうはまだできてはおりませんが、今後、連携できるところも探りながら、事業を進めていきたいと考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

荒井委員。

(荒井委員)

9 ページの公共交通について、夕張市の JR なんかは、石狩地域のほうとかと近隣になると思うのですが、こちらのほうも、南空知のほうの岩見沢でというお話しになるのでしょうか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

荒井委員のご質問にお答えいたします。

石狩管区に関しましては、また別で定住自立圏がございますので、そちらで考えることもあると思うのですが、こちらの南空知のほうで検討できることについては、岩見沢市を中心として今後検討していくということになっております。

(高間委員長)

徳谷委員。

(徳谷委員)

11 ページの移住や定住に必要な情報の発信で、この空き家情報があるのですが、今、結構夕張でも空き家問題は緊急の課題だと思うのですが、具体的にどういうふうに進めていくとか、そういうビジョンはあるでしょうか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

徳谷委員のご質問にお答えいたします。

こちらにも、今、空き家バンクなどに数件登録しているとは聞いているのですが、それ以外に関しまして、具体的に今現状では、対策というのは聞き及んでおりませんので、今後、検討を進めていくことになると思います。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

議長のほうからはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、皆さんよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告に対して終わりましたので、ないようですので、地域振興課を終わります。

## 【建設課】

(高間委員長)

次に、建設課より報告を受けて参ります。

押野見建設課長。

(建設課長)

お疲れさまでございます。それでは、建設課より、新庁舎建設に関する基本計画についてご説明いたします。

本計画は、令和5年度中に策定する予定でしたが、昨今の物価の高騰、人件費の増嵩等を踏まえ、改めて関係機関と計画内容の再検討を行い、今回策定したところでございます。

それでは、初めに、現庁舎の現状と移転・建て替えの検討についてですが、市庁舎の現状としては、老朽化、耐震性や防災拠点としての機能不足、利用者の利便性などに課題を抱えておりますが、これら課題解決のための方法として、市庁舎を建替えとし、整備地区は防災性、利便性、まちづくり計画との整合性から、南清水沢の拠点複合施設「りすた」北側を最適地としたところでございます。

続いて、2.新庁舎建設の基本方針ですが、新庁舎は防災拠点、行政サービスの提供、まちづくりの拠点としての役割を果たす必要があります。そのため、整備の基本方針として、防災拠点機能、利便性、経済性、柔軟性、持続可能なまちづくりの5つの観点から整備基本方針を定めます。

続いて、3.新庁舎の導入機能ですが、これまでの市民検討委員会からのご意見や、市役所内部での検討結果を反映して、まずは庁舎の基本機能として、自治体としての庁舎に必要な機能をまとめております。

防災拠点としては、災害発生時など、対応を強化するための機能を整備し、平常時はもちろん、災害時においても、庁舎内の各スペースが有効に活用できるようにします。

次に、窓口については、利用者の負担、不安、不満を解消する窓口とします。

次に、行政事務については、質の高い行政サービスの提供ができるよう、作業環境が整った働きやすい空間を検討します。

次に、防犯・セキュリティーについては、利用者や職員の安全を守るための対策を強化するとともに、個人情報保護や流出の防止など、情報セキュリティー対策を行います。

次に、バリアフリー・ユニバーサルデザインについては、庁舎内の案内表示方法の工夫、衛生的かつ多目的なトイレなど、市民が利用しやすい庁舎を検討します。

次に、議会についてですが、議決機関としての独立性に配慮しながら、議会活動が効率的に行えるとともに、議場などは議会以外にも柔軟に活用できるように検討いたします。

続いて、庁舎の基本機能に付加する新たな機能についてまとめております。

一つは、環境への負荷を低減するため、省エネルギー性能を高める資材や設備の導入、太陽光や地中熱など、再生可能エネルギーの活用を検討します。

次に、デジタルトランスフォーメーションへの対応ですが、自治体におけるDX、デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を活用して、行政サービスの質の向上を図ることとなっております。利便性の高い行政サービス環境の提供による行政運営の実現を目指すため、様々な取組を検討して参ります。

次に、まちづくりの中核としての機能をまとめております。市民の利便性向上に向けて、基本的な機能に加え、現庁舎での市民サービスを提供している事業者が、新庁舎でも同様なサービス提供ができるよう検討いたします。

次に、まちなにぎわい・交流の創出に向けて、拠点複合施設「りすた」との連携を図りながら、地域のにぎわいを創出、促進するための機能の導入を検討いたします。

続いて、4.施設計画についてですが、新庁舎の規模は、市職員の執務室となる市庁舎と外部事業者の規模でまとめております。

まず、庁舎部分は、道内の人口や職員数などが類似する自治体庁舎を抽出して比較検討を行った結果から、職員1人当たり29.5平米を単位面積として、庁舎部分の面積を算出します。

現在の職員数160名で算出すると4,720平米となり、現庁舎と比較すると3割程度の面積縮減を見込んでおります。

外部事業者は、現庁舎で使用している面積を基に、関係事業者と協議しながら算出して参ります。

今後は、導入する機能やその他の条件を詳細に検討し、行政サービスを提供する上で必要最小限となるよう、新庁舎の規模を設定して参ります。

次に、配置・動線計画についての基本的な考え方をまとめています。

敷地に対する配置・動線は、来庁者のアクセシビリティや安全性を考慮しながら、車両、歩行などの動線を確保します。また、拠点複合施設「りすた」との間に、市民の憩いの場となる公園緑地の配置を検討いたします。

次に、施設の平面計画ですが、計画する建物は2階建てを想定しており、図は各機能や諸室の関係性を示すイメージ図となっております。平面計画は、市民の利便性と職員の業務上のつながり職員が働きやすいよう、各フロアの構成、災害対応やセキュリティー面などを考慮して、検討して参ります。

次に、5.事業計画についてですが、事業費については、将来的な財政負担を確認し、必要となる事業費を見極めるための参考値として、計画案を基に概算額を算出しております。

この額は、令和5年度から令和6年度の物価水準を基にしているため、今後変動する場合がございます。今後は、この参考値を基に、費用対効果を最大化するため、導入機能や必要な設備など、詳細に検討して参ります。

その上で、将来の財政運営に影響を及ぼすことがないように、庁舎規模や財源の確保などを慎重に検討して参ります。

特に、財源については、財政負担の軽減を図るため、夕張市にとって有利な地方債制度や国の補助金、交付金を積極的に活用していきます。

次に、事業手法についてですが、基本構想で示した4つの手法、表のほうをご覧いただきたいと思いますが、について、様々な視点から比較検討いたしました。

検討の結果、実現性や経済性の観点から、設計と施工、維持管理等を一体的に発注する手法が、財政運営に負担をかけることなく、事業が実施できる見込みがあり、市にとって有利な手法であると考えられるDB方式、PFI方式を基本に、庁舎規模や事業費、財源の詳細検討を行った上で、最適な事業手法を検討して参ります。

最後に、事業スケジュールですが、今後、先ほど申し上げたとおり、様々な面から詳細に検討した上で、事業手法を検討して参りますが、現時点ではいずれの事業手法を選定しても、対応が可能なスケジュールを設定しており、令和12年度中に新庁舎の供用開始を目指して参ります。

説明については以上でございます。

(高間委員長)

ありがとうございます。

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

工藤委員。

(工藤委員)

今回、事業計画、基本計画が提示されたところなのですが、先般、パブリックコメントも行われて、そういう中で、市民の方からもいろいろなお声をいただいているのかなというふうに思うところですが、今後のことについて、この事業の内容とか、そういったものをどのようなタイミングで決定をして進めていくのか。

特に、「りすた」であるとか、公園整備等の周辺整備等のお話もあって、非常に市民の皆さんにとっても関心の高いところなのかなというふうに思うのですが、その辺のいろいろと、その内容であるとか、事業費、そう

いったものを含めての決定の時期というのはいつ頃になるのか、お教えいただきたいと思います。

(高間委員長)

建設課長。

(建設課長)

工藤委員のご質問にお答えいたします。

今回、この後、財政課のほうから報告があると思いますが、12月の計画変更及びその後の補正後の予算が成立した段階で、コンサル等に業務発注して、詳細な検討を行って、来年、令和7年の夏頃までには決定していきたいというふうには考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

工藤委員。

(工藤委員)

来年の夏頃までに決定ということなのですが、やはりその辺のところの中では、非常に市民としてもいろいろな思いがあろうかなというふうに思いますので、その辺に向けて、市民とどういったような情報を共有していくことをお考えなのか、教えていただきたいと思います。

(高間委員長)

建設課長。

(建設課長)

工藤委員のご質問にお答えいたします。

今後、調査の整備内容、事業費、事業手法を検討していく中で、市政懇談会等で市民の皆様へ情報共有をさせていただきたいと。そのほかの手法についても、積極的に検討をして、市民の皆様へ情報共有していきたいというふうには考えております。

(高間委員長)

工藤委員。

(工藤委員)

ぜひとも丁寧に説明をしていただきたいのと、市民の方もいろいろなアイデアをお持ちだと思いますので、そういったものをぜひとも取り入れていただいて、新しいまちをつくるつもりで、新庁舎の建設に向かって進めていただきたいと思います。

(高間委員長)

ほかにございますか。

千葉委員。

(千葉委員)

具体的になるかも分からないのですが、基本方針の中の経済的で環境に優しい庁舎を目指していくということなのですが、夕張市は、北ガスさんと連携協定をしていると思うのですが、これを作成するに当たり、北ガスさんとそのようなお話をされてきたのかについて、あればお聞かせ願いたいのですが。

(高間委員長)

建設課長。

(建設課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

北ガスさんとは、委員ご指摘のとおり、連携協定を結ばせていただきまして、特に太陽光パネルの関係では、北ガスさんとこれまでも幾度となく技術的助言というような形で、ご相談とか、いろいろなアドバイスをいただきながら、新庁舎で活用ができる一般的な太陽光パネル、そのほかにもこういう太陽光パネルがありますよというような様々な提案をいただいている状況でございます。

その中で、夕張市役所として、事業費の問題、財源の問題等々も様々検討した上で、対応可能な取組については、助言をいただいた内容でも、積極的に取り入れていきたいなというふうには考えております。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

もう1点お願いしたいのですが、周りですね。公園を整備する予定ではいるのですが、この公園整備をするに当たって、庁舎ができてから公園整備をするのか、並行してやっていく考えなのかについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

(高間委員長)

建設課長。

(建設課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

基本的には同時並行で進めていきたいなというふうには考えておりますが、実際問題として、庁舎整備をやる段階で、様々なボーリング調査ですとか、重機ですとか、様々な大型車両の出入りがあると思いますので、その辺も公園をつくったはいいけど、芝生をそれで傷めてしまったということはなかなか考えられないので、その辺、工事スケジュールと併せて、公園のほうも整備は進めていきたいというふうには考えております。

多分、若干、公園のほうが、供用開始が遅くなるのかなというふうには見込んでおりますが、その辺のスケジュールも今後十分に検討していきたいというふうに考えております。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

工藤委員。

(工藤委員)

今回のこの建設には、試算として、おおよそ調査設計を含めて 40 億からということでの予算が組まれていると。昨年、本来出てくるはずだったこの計画も、昨今の高騰の中で 1 年先送りされて今回になったということなのですけれども、そういう中でも、先ほどもお話ありましたけれども、財政運営に支障を来さないよということをお話しされている中で、今後、この規模感であるとか、事業費設定について、どういう考え方で進めていこうというふうに考えておられるのか。

やはり、どうしても、ある程度見栄えのいい数字を今つくっておいて、よくあるのは、また後日大きく補正をかけてということで、後年に大きく負担がかかるようなことになっても、あまり美しい姿ではないのかなというふうに思いますので、その辺のところも、ぜひともそういったことを考え合わせて、規模というものを考えていただければなというふうに思うのですけれども、その辺のところをお願いしたいと思います。

(高間委員長)

建設課長。

(建設課長)

工藤委員のご質問にお答えいたします。

工藤委員ご指摘のとおり、今後、庁舎の整備内容、事業費、事業手法を検討していく中で、今年度も実施しておりますが、財政運営に対する後年時推計への影響を鑑みながら、事業費の抑制、財源の確保、真に必要な整備の内容などを検討して参りたいというふうには考えております。

ただ、今回、約 40 億という事業費を計画上は提示しておりますが、実際、この 40 億の範囲内で終わるのかと言われますと、非常に難しいと思っております。当然、皆さんご承知のとおり昨今の物価高騰、労務単価の上昇、あと、建設業界でも土日の時間外勤務の抑制ですとか、そういう部分で、当然、スケジュール的に長期間にわたって、当然事業費も増えると。

ただ、物価高騰しているから、労務単価が上がったからということで、どんどん事業費を増額していくつもりはございませんので、その中でも財源を十分に確保して、夕張市の財政運営に支障を来す、実際に細かく言うと、一

一般財源をできるだけ減らせるかと、できるだけ外からお金を持ってきて、一般財源を減らすことによって、財政への負担軽減がされるのかなというふうに思っていますので、それらも踏まえて、機能、先ほど言った例えば太陽光パネルですとか、環境に優しい庁舎ですとか、そのほかにも様々な機能を持たすことによって、逆に補助金等が、事業費は若干増えるかもしれませんが、補助金がどんどん増えていって、一般財源への影響を軽減させるということも、今後、十分に検討していくというふうには考えております。

あまり、事業費としては補正するかもしれませんが、その分、財源も合わせて補正して、財政運営に負担をかけないような形で進めていきたいなど。今から増えるという前提ではございませんけれども、できるだけ抑えながらも、一般財源、財政運営には負担をかけないような形で検討していきたいというふうに考えております。

(高間委員長)

工藤委員。

(工藤委員)

ぜひとも、せっかく建てる以上は、建てたはいいけれどということにはならないようにもしていただきたいですし、だからといって、今おっしゃられたように、やはり一般財源にあまり大きく影響しないと、そういったところの中ではいろいろなメニューがあろうかと思っておりますので、研究していただいて、進めていただければなど。

昨今ですと、DXだけではなくてGXとか、そういったこともいろいろと大きく取り上げられているところもあろうかと思っておりますので、その辺のところも研究していただいて、ぜひとも大きく計画が動かないような形で進めていただくようお願いしたいと思います。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

6 ページの議会の部分なのですが、市民に広く開かれた議会運営ということで、議場として活用するほかに、会議室だとか別の利用もできるといことが書かれているのですが、こちらは例えば、「りすた」のように貸館のような体制にするのか、どのように想定されているのか、お聞きします。

(高間委員長)

建設課長。

(建設課長)

櫻井委員のご質問にお答えいたします。

実際の運営ですとか、今、櫻井委員がおっしゃったとおり貸館にするのか、例えば議場をほかの市町村の例でいきますと、議会事務局がその貸し借りを担当する部局であったり、一般の市民にも広く開放するような会議場であったりと、様々な手法で大きな大会議室みたいなものを管理しているところでございますので、市としても、どのような形が一番市にとっていいのか、議会の議場として、当然、市民に貸し出したばかりに、市の本会議が開けないなんてことはあり得ないので、どちらを優先して、どこがどのように管理していくのが一番いいのかというところは、今後、内部でも検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。ほかにはございますか。

それでは、一つよろしいですか。

12 ページの事業手法のところ、先ほど課長から DB 方式、PFI 方式という、これは表を見ても丸がついているのですけれども、これ、最後のところに、私たちも従来から言ってきたことではありますが、地元の企業を取り込んでいただきたいということで、ここにちょっと小さくて読めないのですけれども、要するに、決定するときに要望を言って決めていくという、こういう内容なのだと思いますが、こういうことをすることによって、例えば事業費が割高につながっていくという、そういうような部分というのは、考えられま

すかね。

建設課長。

(建設課長)

高間委員長のご質問にお答えいたしますが、DB 方式ですとか PFI 方式、それぞれで地元企業をどう参画させるかというところが、市の発注時点で設定できるものとできないものがございまして、市としては、事業費から運営費から全てが市外にお金が出ていくということは好ましくないというふうには考えておりますので、下請、孫請等でも、市内事業者が参画できるような、どんな形かで参画できるような事業手法なり方策というものは、今後も検討していきたいというふうには考えております。

(高間委員長)

分かりました。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

皆さん、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分かりました。それでは、ないようですので、これで建設課を終わります。

**【市民課】**

(高間委員長)

次に、市民課より報告を受けて参ります。

市民課長。

(市民課長)

お疲れさまでございます。それでは、市民課のほうからは、案件としては1件、中身は2本の条例改正の説明をいたします。

資料1のほうをご覧ください。

夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正についてでございます。

改正理由でございますが、北海道公衆浴場入浴料金の統制額、こちらが改正されましたことから、本市の共同浴場等の入浴料金はこちらに準じて設定しておりますことから、入浴料金を改定するため、必要な条例改正を行うものでございます。

北海道入浴料金の統制額の改正についてですが、2番に示しております。大人、中人、小人のうち、大人ですね、こちらの料金が改定されております。

これに基づきまして、3番の改正内容になりますが、本市の入浴料金につきましても、大人料金について、1回の入浴料金を500円、回数券については2,850円に改正するものでございます。

対象施設につきましては、宮前町浴場、真谷地浴場、それから夕張市リフレッシュセンター清陵になります。

一定の周知期間を経た後に、施行については、令和7年4月1日を予定してございます。

説明については以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で市民課を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**【保健福祉課】**

(高間委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

鈴木保健福祉課長。

(保健福祉課長)

保健福祉課から、旧市立診療所の重油の流出について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、6月の行政常任委員会に報告させていただきましたけれども、本年4月に判明した旧市立診療所敷地内の重油流出について、6月24日に汚染土壌の浄化処理、8月27日に流出した重油の除去が終了し、全ての浄化処理が完了したところであります。

流出の原因についてはありますが、設備業者の目視により、オイルサービスタンクからボイラーに向かう給油管が腐食していたことを確認しており、腐食箇所から流出していたものと考えられております。

外部への流出原因は、本来、水を排水するポンプが地下ピット内にたまった重油をくみ上げて、側溝に排出したものであります。敷地外には流出しておらず、市民の生活環境には影響がないというふうに考えております。

続いて、推定流出量でありますけれども、合計3か所から3,237リットルが流出されたと推定されます。

浄化処理費用については1,264万5,820円となりました。

次のページをお開きください。

経過と対応についてはあります。4月24日に発見されてから、5月22日までについては、前回の6月の行政常任委員会で報告させていただいております。

6月11日ですけれども、バキュームにより、雨水枡、側溝の重油を吸引するとともに、浄化作業を実施しておりますが、このときに施設内を点検した際に、ボイラー室内のマンホールを開口したところ、地下ピット内に相当量の重油がたまっていることを確認したという形です。

続いて、翌日、12日、設備業者による地下ピットの調査、地下ピットの排水設備を経由して、重油が側溝へ流出したことを確認しております。

地下ピット内に重油が漏れ出した原因は不明であるが、ボイラー3基のうち2基の給油管が腐食しており、そこから漏れた可能性が高いということが分かりました。

6月17日から24日にかけて、汚染土壌の浄化作業、埋め戻しを行っております。

25日、流出時期を特定するために現地調査をしておりますが、結果については、時期は特定できませんでした。

8月27日、バキュームにより地下ピット内の重油を吸引するとともに、浄化作業を実施しております。

次のページをお開きください。

前回のときに報告しておりますが、重油が流出した範囲については、この3か所、プラス今回ボイラー室の地下ピット内という形になります。

次のページをお開きください。

ボイラー室の構造ですけれども、地下タンクからサービスタンク、このサービスタンクというのは、燃料給油の圧力調整を行うタンクで、一時的に重油をここに溜めて、適正な圧力でボイラーに流すという形になっております。

給油管が、ここから下の地下ピットを通して、ボイラー3基にそれぞれつながっているという形で、その中の2基の給油管の腐食が激しかったという形です。

そして、排水ポンプ、これが外の側溝につながっていて、ここから地下の重油をくみ上げて、外に排出されてしまったというふうに考えております。

以上であります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

工藤委員。

(工藤委員)

これ、8月27日で作業が全て終了したということなのですが、当然それ以降も定期的にといいうか、何度か確認はされているのかなというふうに思うのですが、それ以降については、漏れだとか、そういったものの確認はもうないということよろしいですか。

(高間委員長)

鈴木保健福祉課長。

(保健福祉課長)

工藤委員のご質問にお答えいたします。

その後も、うちの職員のほうで定期的に数週間なりに確認に行って、現在までにほかの漏れはありません。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

#### 【総務企画課】

(高間委員長)

それでは、次に、総務企画課より報告を受けて参ります。

芝木総務企画課長。

(総務企画課長)

お疲れさまです。総務企画課です。

総務企画課からは、報告事項が4点、うち3点が条例改正に関わるもの、1点が地方版総合戦略に関わるものです。

それでは、1点目、夕張市職員給与条例一部改正について、資料の2ページをお開きください。

今回の改正は、令和6年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に伴う本市職員の給与について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、令和6年における人事院勧告はどのような内容だったのかということのご説明を申し上げます。

まず1点目、月例給、いわゆる給料であります。こちらのほうは、民間企業における初任給の動向だとか、いわゆる公務員離れに伴う人材確保が、国、それから地方にとっても喫緊の課題であるということから、特に初任給、若年層に重点を置いた給料のアップ、そこから改定率を低減させる形で、俸給表、いわゆる給料表を引き上げるというものです。

具体的に言うと若者には手厚く、私のような定年間近の人間には手薄くというような給与改正になっております。

次に、期末勤勉手当でございますが、こちらのほうも民間の支給状況に見合うように、従前4.5か月のところを0.1か月引き上げて4.6か月、この場合、期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げるというようなものになっております。

3点目が、寒冷地手当。こちらのほうも、民間の同種手当の支給状況を踏まえて、月額を約11.3%引き上げるというものです。

ここの人事院勧告を反映させた形で条例改正を提案させていただきますが、月例給に関しましては、人事院勧告に伴う国家公務員行政職の俸給表(一)の改訂に基づいた、夕張市の職員給料表の改定になります。

こちらのほうの適用時期は、令和6年4月1日から。

次に、期末勤勉手当でございます。令和6年度の夏分、6月の期末勤勉手当はもう支給済みでございますので、それに合わせた形で、4.6か月、トータルでなるようなものを12月で支給します。

また、令和7年度においては、6月、それから12月、両方とも4.6か月の半分ずつ、2.3か月の支給という形になります。

こちらの適用時期は、令和6年度分は令和6年4月1日から、令和7年度分は令和7年4月1日からの適用となります。

また、寒冷地手当でございますが表のと通りの改正内容となっております。

条例改正に関わる新旧の対照表につきましては、3 ページ、それから給料表の改定を4 ページから9 ページに記載しております。

また、給料表の令和7年4月からの部分に関しましては、10 ページに条例改正の新旧対照表を記載しております。

次に、11 ページ、夕張市特別職給与条例の一部改正についてでございます。

こちら、特別職給与条例に関しましては、市長、副市長の手当を改定するため、必要な改正を行うものでございます。

なお、教育長の手当につきましては、夕張市教育長の給与に関する条例というのが別にございますが、この条例の第4条に、手当に関しましては、夕張市特別給与条例の関係規定を準用するというものがございまして、今回、特別職給与条例のみの改定となります。

条例改正の内容につきましては、期末手当を4.5 か月から4.6 か月、そして寒冷地手当につきましても、職員給与条例と同様の改定を行うというものになります。

新旧対照表は、12 ページのとおりでございます。

13 ページ、報告事項の3点目、夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきましても、令和6年の人事院勧告に伴う改定を、一般職員に準じて会計年度任用職員の給料を改定するために必要な改正を行うものでございます。

月例給に関しましては、職員給与の改定を行うということで、新旧対照表、15 ページのとおりに記載しておりますので、ご参照ください。

最後、報告事項の4点目、第2期夕張市地方版総合戦略の期間延長についてでございます。

こちらのほうは1 ページに戻りください。

第2期夕張市地方版総合戦略の対象期間は、皆様ご承知のとおり、令和2年度から令和6年度の5年間となっております。第2期終了に引き続き、第3期の総合戦略を策定する予定となっておりますが、今後、策定予定の夕張市総合計画、こちら仮称でございしますが、この総合計画と第3期の総合戦略、双方の開始時期をそろえたいと考えておりますので、この（仮称）総合計画に関しましては、再生振替特例債の償還終了後、令和9年度をスタート時期と捉まえておりまして、それに合わせた形で、地方版総合戦略の第3期もスタートさせていきたいと思っております。

このことから、令和6年度で終わる第2期の地方版総合戦略を、あと2年間延長させていただいて、令和8年度までを第2期の期間とするようにした

いというふうに考えております。

なお、こちら、総合戦略の検証委員会のほうにもお話を上げさせていただきまして、了承を得ていることを申し添えます。

総務企画課からは、報告以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

確認なのですけれども、人事院勧告で、扶養手当と通勤手当も勧告されていると、私、認識しているのですが、その部分については後日改正予定なのかお聞きしたいのですけれども。

(高間委員長)

芝木総務企画課長。

(総務企画課長)

通勤手当に関しましては、実際、独自のものですので、現在のところ改定の予定はございません。

扶養手当に関しましては、今ちょっと検討中でございます。

以上です。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで総務企画課を終わります。ありがとうございました。

## 【財政課】

(高間委員長)

それでは、次に、財政課より報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

それでは、財政課からは2点報告がございます。

まず、報告事項の1点目、財政再生計画の変更につきまして、資料1-1をご覧ください。

今回の財政再生計画の変更は、令和6年度第4次10月変更以降に生じた新たな課題に対応するものです。

計画変更後の歳入歳出増減額は6,511万3,000円となります。

変更に伴いまして、必要となる財源につきましては、国道支出金などの特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金繰入金及び繰越金で対応するため、再生計画期間の変更はございません。

資料の説明は、先に1の歳出関係で変更のある事業につきまして、関係各課ごとに順次ご説明し、その後、歳入をご説明いたします。

なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っておりまして、内容に変更が生じる場合がありますことを、あらかじめご承知おき願います。

ではまず最初に、総務企画課、建設課、土木課、生活福祉課の案件についてご説明いたします。

1 番目、令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額。

人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた市職員給与条例の改正に伴い、給与等の人件費を増額するものです。

変更額は3,445万5,000円、財源は全額一般財源です。

2 番目、令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額（会計年度任用職員）。

人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた会計年度任用職員給与条例の改正に伴い、給与と人件費を増額するものです。

変更額は1,159万2,000円、財源は国庫支出金32万9,000円、道支出金16万4,000円、一般財源が1,109万9,000円です。

3 番目、夕張市新庁舎整備に関する技術資料等作成。

庁舎建設基本計画のに基づき、施設の規模や機能などの整備水準を定め、必要な事業費及び事業手法を決定する必要があるため、事業費算定等に関する技術的資料の作成に係る経費を計上するものです。

変更額は410万円、財源は全額一般財源です。

4 番目、市営住宅管理業務（光熱水費）。

市営住宅管理に係る光熱水費について、昨今の電気料金の高騰に伴い、不足する見込みであることから、所要額を追加計上するものです。

変更額は237万7,000円、財源は全額一般財源です。

5 番目、橋梁塗膜内PCB含有量調査。

橋梁塗膜内のPCB含有量調査について、橋梁点検内の業務として、国庫補助の対象となる見込みとなったほか、今年度実施することで経費の抑制を図れることから、当該調査実施に係る所要の経費を計上するものです。

変更額は321万円、財源は、国庫支出金が206万6,000円、一般財源が114万4,000円です。

6 番目、補装具給付費。

障害者の身体機能を補完するために必要な補装具の支給制度において、当初予算の見込みを上回る利用実績があることから、不足分を増額するものです。

変更額は 311 万 4,000 円、財源は国庫支出金 155 万 7,000 円、道支出金 77 万 8,000 円、一般財源が 77 万 9,000 円です。

総務企画課、建設課、土木課、生活福祉課に関する案件は以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、引き続き、財政課より報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

続きまして、教育課、財政課、市民課に関する案件をご説明いたします。

7 番目、模擬坑道火災保険料。

現在復旧工事中の模擬坑道につきまして、工事竣工後、万が一に備え、施設火災保険料に加入する必要があることから、本年度の加入に係る所要経費を計上するものです。

変更額は 72 万円、財源は全額一般財源です。

8 番目、財政調整基金積立。

令和 5 年度決算により生じた剰余金の一部について、本市財政調整基金条例に基づき、積立てを行うものです。

変更額は 35 万 7,000 円、財源は全額一般財源です。

9 番目、各種基金利子積立金。

各種基金について、昨今の利率の引上げに伴い、当初予算の見込みを上回る利息がついていることから、利子積立金の不足分を増額するものです。

変更額は 416 万円、財源は全額特定財源、その他財産収入であります。

10 番目、介護保険事業会計繰出。

人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた市職員給与条例の改正に伴い、給料等人件費を増額するため、一般会計からの繰出金を増額するものです。

変更額は 85 万 4,000 円、財源は全額一般財源です。

11 番目、後期高齢者医療事業会計繰出。

人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた市職員給与条例の改正に伴い、給料等人件費を増額するために一般会計からの繰り出しを増額するものです。

変更額は12万5,000円、財源は全額一般財源です。

12番目、国庫支出金過年度還付（未熟児養育医療費等負担金）。

未熟児養育医療費等に係る令和5年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものです。

変更額は4万9,000円、財源は全額一般財源です。

教育課、財政課、市民課に関する案件は以上です。

（高間委員長）

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

（財政課長）

次に、歳入の説明となります。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。

主なものについてのみご説明いたします。

6番目、各種基金積立金利子、こちらにつきましては、金融機関の預金利率の引上げによりまして見込まれる各基金に係る利子を計上するものであります。

8番目、繰越金につきましては、令和5年度の決算剰余金を計上し、財政調整基金積立と今回の計画変更事項の財源としております。

資料1-2につきましては、今回の財政再生計画変更の概要を記載しております。なお、今回の変更におきましては9月の第3回定例市議会におきまして報告いたしました、財政再生計画の令和5年度実施状況、こちらの内容につきまして、財政再生計画への反映を行っておりますので、資料でご確認をお願いいたします。

続きまして、報告事項の2点目、令和6年度補正予算につきまして、資料2をご覧ください。

1ページは、一般会計の債務負担行為の補正について記載しております。

今回補正する庁舎整備事業に係る技術的資料作成業務につきましては、2か年度で実施することから、こちら債務負担行為を設定しようとするものです。

2ページは一般会計補正予算の款別総括です。

補正総額は 6,511 万 3,000 円で、補正後の予算総額は 105 億 3,808 万 3,000 円となります。

3 ページから 6 ページまでは、一般会計における事項別明細の補正を記載しておりますが、先ほど資料 1-1 でご説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきますが、補足といたしまして、給与条例改正に伴います人件費の増額につきましては、各款にそれぞれ必要額を計上しているものでございます。

7 ページは、国民健康保険事業会計の補正予算です。

給与条例改正に伴います人件費の増額と道支出金の精算に伴う還付金を計上するものであります。

補正総額は 132 万 9,000 円、補正後の予算総額は 11 億 5,191 万 5,000 円となります。

8 ページは、介護保険事業会計の補正予算です。

給与条例改正に伴います人件費の増額を計上するものです。

補正総額は 116 万 1,000 円、補正後の予算総額は 18 億 8,960 万 3,000 円となります。

9 ページは、後期高齢者医療事業会計の補正予算です。

給与条例改正に伴います人件費の増額を計上するものです。

補正総額は 12 万 5,000 円、補正後の予算総額は 2 億 3,969 万円となります。

水道事業会計につきましては、担当課長よりご説明いたします。

(高間委員長)

上下水道課長。

(上下水道課長)

引き続きまして、水道事業会計補正予算について、補正予算調書により説明いたします。

調書の裏面 1 ページをご覧ください。

まず、収益的支出、水道事業費、営業費用の補正であります。給与条例改正に伴う人件費の増加分について、原水及び浄水費 45 万 6,000 円、総係費 74 万 5,000 円をそれぞれ増額補正しようとするものであります。

また、配水設備に係る修繕費の増加分について、配水及び給水費 400 万円を増額補正しようとするものであります。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の収支差引額は 520 万 1,000 円のマイナスとなるものであります。

次に、2 ページに移りますが、資本的収入及び支出の資本的支出、建設改良費の補正であります。量水器購入費の減少分について、メーター更新事

業費 410 万円を減額補正しようとするものであります。

この結果、資本的収入及び支出の補正後の収支差引額は、410 万円のプラスとなるものであります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

工藤委員。

(工藤委員)

ただいまの水道事業会計の補正のことについてなのですが、520 万 1,000 円のマイナスが起きて、それに関わるのかなと思うのですが、量水器の購入で 410 万円を減額して収支均衡を保とうということなのかなということなのですが、これについては、このメーターの更新を遅らせる、そういったことの中で支障がないのか、その辺どうなのでしょう。

(高間委員長)

小峰上下水道課長。

(上下水道課長)

ただいまの工藤委員の質問にお答えいたします。

まず、この収益的支出と資本的支出の差引きで収支均衡を図るということは、実は水道事業としては考えておりませんで、それぞれの必要に応じてこのような補正になっているところでありまして。

まず、それぞれちょっと説明いたしますと、収益的支出のほうの修繕費の関係ですね。こちらにつきましては、主に漏水の修繕にかかる支出になりますけれども、漏水対策を強化していることありまして、今年度、漏水修繕件数は、昨年度と比べて大幅に増加しておりまして、上半期だけで当初予算計上額の大部分を執行するような状況になっております。

このことから、昨年度、下半期の修繕実績を参考に、修繕費のほうを増額しようとするものになります。

一方で、量水器のほうの減額についてになりますけれども、こちらにつきましては、契約時の実際の単価、こちらが設計時の予定単価と比べまして、大分減少しまして、その関係で減少させているということが主な要因になります。

以上です。

(高間委員長)

工藤委員。

(工藤委員)

今の説明、よく分かったのですが、この修繕費の部分で、漏水の修

繕が非常に多かったということで、やはりこれは今後とも非常に大きな課題なのかなというふうに考えておりますので、その辺のところは当然、次年度に向けては見積もられていくかなと思いますし、その辺のところの中では、計画的な修繕をしっかりと進めてもらうようお願いをしたいなというふうに思います。

(高間委員長)

課長、何かありますか。よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、以上をもちまして、財政課を終わります。

#### 【選挙管理委員会事務局】

(高間委員長)

それでは、次に、選挙管理委員会事務局より報告を受けて参ります。

(高間委員長)

芝木事務局長。

(選挙管理委員会事務局長)

改めてお疲れさまです。まず、この10月27日の投開票の衆議院総選挙に当たりまして、急な解散、想定よりも2週間、3週間早い解散ということで、事務局のほうも右往左往したところがございますが、皆様のご協力をもって、無事、10月27日、投票開票を終えることができました。委員長に代わりまして、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、資料に沿って、この投票結果についてご説明申し上げます。

当日の有権者数でございますが、男性が2,732名、女性が3,075名、合計5,807名というのが、夕張市における有権者数になります。

また、投票率は64.25%ということで、北海道や全国と比べて高いものの、やはり前回、3年前の総選挙と比べると、3ポイント以上落ちているというのが結果というふうになっております。

また、最終的な当選につきましては、皆さんもご承知のとおりですので、ここでは触れません。あくまでも夕張市の投票結果ということで、小選挙区、それから比例代表につきまして、資料のとおり結果となっておりますので、ご参照いただければと思います。

選挙管理委員会事務局からは以上です。

(高間委員長)

ありがとうございます。何か皆様からご質問ございますか。

工藤委員。

(工藤委員)

今ほど説明があったのですが、夕張市でも今回 3.69 ポイントほど投票率が下がったということなのですが、選挙委員会のほうのまとめとしては、この要因はどういったことだったのかというふうに捉えているのかを教えてくださいたいと思います。

(高間委員長)

芝木事務局長。

(選挙管理委員会事務局長)

まずは、言い訳にはなりますが、全体として、国、それから北海道も、投票率は前回よりも下がっている傾向にあるというのは、記載のとおりでございます。

その上で、期日前投票、特に期日前が拠点複合施設「りすた」に変わったことがあります。そちらのほうの投票数というのは、実はそんなに下がってはいないということから、やはり利便性というか、近場を求めているのかなというところもございます。

あと、兵庫県の選挙ではございませんが、やはり SNS の時代ということで、私どもとしましても、選管としましても、若干ではございますが、市の X、旧 Twitter も流しております。

ただ、それも含めて、ちょっと力及ばせながら落ちてしまったということも踏まえて、今後さらなる宣伝の仕方といいますか、投票率のアップ、従前のやり方、例えば投票の候補者を流すとか、そういったことだけではなく、どういったことができるのかということも踏まえて、再点検が必要なのかなというふうにも考えております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

荒井委員。

(荒井委員)

ちょっと確認だったので、②比例代表の 10 番と 11 番の数、夕張市が 15 万 3,000 とか、100 とかって数字が、何か。

153.45 ということでいいのですか。すみません、失礼いたしました。

(高間委員長)

事務局長。

(選挙管理委員会事務局長)

資料がちょっと分かりにくかったかもしれなくて、申し訳ございません。こちら、国民民主、それから立憲民主に関しましては、案分がかかっておりますので、153.450、それから1080.549という形になりますので、ちょっとコンマと、それからポイントが分かりにくかったかもしれません。申し訳ございません。

(高間委員長)

ありがとうございます。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで選挙管理委員会事務局を終わります。

#### 【閉会】

(高間委員長)

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、これで行政常任委員会を閉じます。大変にお疲れさまでした。

午後2時49分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員 長 高 間 澄 子

---